

令和元年9月19日（木曜日）

平成30年度決算審査特別委員会会議録

（第5日目）

平成30年度決算審査特別委員会会議録第5号

---

令和元年9月19日（木曜日）

---

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

---

出席委員（15名）

委員長	星 喜美男君	
副委員長	高橋 兼次君	
委員	須藤 清孝君	倉橋 誠司君
	佐藤 雄一君	千葉 伸孝君
	後藤 伸太郎君	佐藤 正明君
	及川 幸子君	村岡 賢一君
	今野 雄紀君	菅原 辰雄君
	山内 孝樹君	後藤 清喜君
	山内 昇一君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁君
副町長	最知 明広君
会計管理者	三浦 清隆君
総務課長	高橋 一清君
企画課長	及川 明君
震災復興企画調整監	桑原 俊介君
管財課長	三浦 勝美君
町民税務課長	阿部 明広君
保健福祉課長	菅原 義明君

環 境 対 策 課 長	佐 藤	孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉	啓 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤	宏 明 君
建 設 課 長	三 浦	孝 君
建 設 課 技 術 參 事 (漁 港 担 当 )	田 中	剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤	知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	佐 藤	正 文 君
総 合 支 所 長	佐 久 間	三 津 也 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐 藤	和 則 君
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 令 係 長	岩 渕	武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤	明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部	俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森	隆 市 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀	長 恒 君
事 務 局 長	三 浦	浩 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	三 浦	浩
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野	寛 和

午前10時00分 開会

○委員長（星 喜美男君） おはようございます。

決算審査特別委員会、きょうは5日目でございます。皆さんにはそのことを十分意識していただきまして、簡潔な発言を下さいますようよろしくお願ひします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暑い方は脱衣を許可いたします。

昨日に引き続き、認定第1号平成30年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する審査が途中ですので、引き続き審査を行います。

審査は款ごとに区切って行います。

10款災害復旧費から13款予備費まで、165ページから188ページの審査を行います。

担当課長の細部説明が終了しており、質疑が終了しておりませんので、引き続き質疑を続行いたします。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑はございませんか。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 おはようございます。

決算書の176ページ、負担金補助金の中で右側最下段、創業支援事業補助金612万円がしがあります。附表で言いますと151ページになります。

内容といたしまして、（1）として南三陸町商工会、2番の株式会社E S C C A（エスカ）なんですが、どのような会社であって、どのような事業をやっていて、その辺の会社の成り立ちというか、構成ぐあい。あるいは、前回、「横文字が多くて」という同僚議員の発言にもありましたけれども、インキュベーション施設とか、これは辞書を調べればわかるこですけれども、横文字が多過ぎるのかな、そういうことを感じておりますので、その辺の事業内容と会社の概要、現在のあれをお示しいただきます。

○委員長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） おはようございます。

それでは、創業支援事業補助金にかかる交付先であります株式会社エスカについてのご質

間でございますので、答弁をさせていただきます。

当該社は、現在、所在地として東京都にある会社でございまして、現地で活動拠点を持って運営をしているという業者でございます。そもそもは、この代表者の方もご本人で起業された会社ということになりますので、当然に起業に関するスキル、経験をお持ちであるという方になってございます。

その当該の方は、震災後、南三陸町にお入りをいただきまして、ずっと被災地を支援してくれる方々を首都圏から南三陸町にご紹介をいただけるというような事業を展開されておりまして、ずっと当町にかかわりを持ってこれまで事業展開をしてきている、そのような中で、この被災地の被災からの復興の中でそういう支援をしていくのが一つのビジネスモデルになるだろうということでご本人も起業されて、株式会社エスカという企業を起こされているというのが内容でございます。

ですので、それ以後、特に大きくは、前にもご質問を頂戴しているんですが、地域おこし協力隊の委託事業者でもありますて、そういった内容で、都会の方々で、南三陸町でぜひ取り組んでみたい、またずっとそうやって震災後、町とのかかわり、町民の皆さんとの接点もできてまいりましたので、そのマッチングをしていくということで、事情もよくおわかりになっているということで、これまで委託業者、それからこの創業支援補助金につきましては補助金でございますので、そもそもその創業支援をしたいという当社の取り組みに町が補助金を出すというスタイルになりますが、あわせて、きのうも説明させていただいたんですが、南三陸町の創業支援事業計画という計画の中で、この計画を推進していくパートナーとして認定連携創業支援事業者に当該社を認定させていただいておりまして、それを推進しているというような内容でございます。

○委員長（星 喜美男君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 所在地は役場の庁舎ですよね、あの古い仮設の、営業所というか、活動拠点ですね。そのインキュベーション施設、施設というと、じゃどこか、どういう、ただのセミナーとかそういうのをやる会場があるから施設という表現でいいのか、こういう目的を持った施設があるのかを聞きました。社長も起業者である、起業する意義とかそれも十分認識した方であろうかと思いますけれども、地域おこし協力隊に関しては、先般の一般質問の中でも、活動費の2分の1が手数料というか、そういう部分で持っていくというような話もあったので、私はこの辺ちょっと、どういう会社で、どういう組織なのかなと、そういう疑問を持ちました。いろいろなことで認められた会社であって、町でもそういうことで認めてお願いし

ているということなんでしょうけれども、設立、こんなことは細かいことでいいかもわかりませんが、設立が何年ごろで、何人ぐらいで、南三陸町では何人常駐して、いろいろな活動している、その辺おわかりでしたらお願ひします。

○委員長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まず、会社の設立の日までちょっと今手元に資料がないんですが、常勤で職員はお二人、ご本人含めてお二人と思っています。それにプログラムに合わせて非常勤的な職員がかかわっているというような状況でございます。

インキュベーションという片仮名文字がということでございますが、一般的に創業支援をしていく中では使われている用語になります。全般的に、これから創業を目指そうという方々をバックアップして育てていく施設ということで、英語の解釈とすると「保育器」という意味なんですかね、になるということで、育てていくというような意味合いを持った施設ということになります。

説明のしやすさからインキュベーション施設というような言い方をしていますが、実際には現在第三庁舎の2階を活用いただいて、簡単な事務スペースであったりということの貸し出しをしているというような内容でございまして、もちろんそこを利用する皆さんと同じ起業を目指すという中での意見交換の場であったりということにもなっていますので、町も目指しているところということで、そこはいろいろ意見を交換しながら、協力体制をつくりながら取り組んでいるという状況でございます。

○委員長（星 喜美男君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 庁舎の2階にそういうスペースがあつて活動しているということはわかりました。今、専従が2名と言いましたけれども、多分その2名の方がいろいろな知識をお持ちで、いろいろなもちろん出動とか講演とかやっているかと思うんですけども、場合によっては外部からのそういう知識者を招聘してそういうセミナーとかそういうのを開催するんだろうな、そういう認識ですけれども、そういうのでいいのか、その認識でいいのか。

あるいは、株式会社が間借りしているということで、いろいろな経費が発生すると思うんですけれども、この辺はどういう状況であるのか。利用者11名、延べ781名利用、この辺は、あとはセミナー事業延べ59名、個別相談計152件、23名、費用対効果で言ったら身もふたもないんですけども、これだけのことをやって、これだけで、町が目的としているある程度の目安あると思うので、その辺の成果、この数字だけのあれですけれども、どういうお考えか、これは町の思っていることが十二分に達成された、あるいはまた、いやもうちょっとこうい

うことがしてほしかったな、そういうのがありましたらあわせてお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まず前段として、この事業を推進するに当たって計画をつくらせていただいております。創業支援事業計画という計画です。この計画の中で年間の目標としまして、創業支援の対象者35名ぐらいの方々にぜひこのチャレンジをしていただきたいという計画の中で、実際に20名程度の創業を目指していきたいということで、5年間の取り組みということで今進めているという状況でございます。もちろんその中には、商工費の中でもご説明しましたが、町として支援しているものもこの取り組みの中に包含されますので、おおむね達成できるのかなと感じているというところでございます。

実際には庁舎を今使用しているということでございまして、その費用負担については、光熱水費発生してございますので、そこはきちんとご負担をいただいているというような状況でございます。

先ほど言った数字は、あくまでそれに向かって取り組んでいくということでございます。全てが成功できる事例になれば大変ありがたいなと思っていますので、そこはやはりしっかりとサポートをしていただいて、そういう意思を持って南三陸町で事業展開したいという方々への支援を協力体制を組みながら進めていきたいと思っております。

○委員長（星 喜美男君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 わかりました。老婆心ながら、あわせて地域おこし協力隊の活動費の件もいろいろな、担当は違うかもわかりませんけれども、いろいろな面で精査していただきたいと思います。終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにありますか。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 おはようございます。

地域復興費、176ページの14節等にも出てまいります仮志津川駅仮設トイレ、附表では、これはB R Tですが、148ページの4番、地域生活交通事業調査ということでB R Tが出ておりまます。このB R Tですが、震災後は鉄路から現在に至る交通B R Tの路線に変えて生活の我々の足となっておりますが、南三陸町区域を挙げて一言言わせてもらいますが、この環境の整備は、J R側なんだろうか。例えて言うならば駅の待合室の周辺、のり面、路線に当たるのり面等の環境の整備が全く手つかずなんですが、これはさもすれば歌津・志津川間の南三陸町地区に限っては南三陸町の管理となるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） BRTにつきましては、JR東日本が運行しております、JRの敷地の中で待合室あるいはトイレ、そういうものを本復旧したところについてはセットしてございますが、いずれ全てがJRの管理のもとに置かれてございますので、環境整備、草刈りであるとかそういうものについてもJR側での管理となります。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 JRの管理ということですが、全く手つかずで現在に至っているという解釈をしておりますが、私の目に入っている限りですよ、例えて言うなら歌津駅ですが、待合室等は、路線、昔の鉄路の背後地に待合室があると、設置されたと。当時、企画課長ももちろんご存じかと思うんだが、歌津商工会の婦人部の方々がボランティアで清掃及び危険な箇所でない限りは除草等にも活動していたと。ところが、震災後、私どもも1年2年と年を老いていっているわけだが、高齢者となりまして、その組織も震災後はボランティアとして活動ができない状態にある。私が伺ったのは、いろいろなボランティアをどのように評価していたかは定かではないが、JR側がどのように認めていたかはわかりませんが、なぜその環境整備、今、課長も言ったように、除草等も手つかずにおるのか、その管理等に当たっては町自体の例えば企画課からの申し入れ等がなければ手を加えないのか、待合室ばかりではなく、全域にわたって全くその環境の整備に至っていないというところが私にとっては疑問がありました。もう一度、その点、どのようにして環境の整備に当たっていただけるのかをもう一度お伺いしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今後、今現在もですね、運用している中で、あくまでもJRの管理はJRで行っていただく、それについては町から少しJR側に強くご要望させていただきたいなと思います。震災前は、商工会そのものも、歌津駅の場合、駅のすぐ近くにございまして、そういう婦人部の活動という形の中でやっていただいたこともありますし、JRが今後BRTの運用が進むに当たってどのような考え方でそういう環境整備という部分を考えているのかも含めて今後JR側と相談していきたいなと思います。

ただ、JRをかばうわけではないんですが、今はどちらかというと早く本来のBRTの完成形を目指してJRさんも頑張っている状態でございますので、なかなかそこに手が回らないのかなという部分もありますが、ただ料金をいただいて運行している以上はそういう責任もあると思いますので、その辺はJRに少し町から要望等を出させていただきたいなと思つ

ております。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 ぜひそのように努めていただきたい。

ただ、加えて、各地区の駅もボランティアが活動していたかと解釈をして、あえて歌津駅と言いましたが、かつてはボランティアでお手伝いをして奉仕をしていただいて環境の整備に当たっていただいたんだな、JRさん、ひとつよろしくということで、強く申し入れをしていただきたいと思います。簡潔に終わります。

○委員長（星 喜美男君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 172ページ、10款災害復旧費4項1目社会教育施設・保健体育施設災害復旧費の中で18節備品購入費、執行率が計算しますと22%ぐらいなんですけれども、この内情をお知らせください。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） この備品購入費ですけれども、不用額として5,600万円ほど不要としている、本来であれば災害復旧でそういったことはないんですけれども、この5,600万円の内訳なんですけれども、このうちの4,700万円ほどが書籍なわけです。この書籍なんですけれども、当然備品ですので、3万3,000冊ほどの災害復旧査定がついたんですけれども、その査定の内容というのが、当然もとの図書館については津波で一切流されて何もなくなっていますので、書類も一切ですね、査定を受ける際に、生きている入谷公民館であるとかそういったところにある本を、その平均単価、しかもその中で一番安い本の値段を査定として挙げたと。要は、本来図書資料というのはしっかり司書が選んで買うべきものを机上の上で値段からはじいた本を選んで災害査定で評価されたということもあって、それが3万冊なわけですから、これをじや手出し3分の1を出して、単費で3分の1を出して全て買うのかという話になると、これは違うだろうと。さすがに、幾ら10万冊のスペックを持っている新しい図書館でも、今現在3万3,000冊ほどあるんですけれども、それに上乗せして、本来必要があるかないかわからない本を買ってどうするんだということを財政当局とも話し合いをしながら、じゃこれはやめましょうと、現実的ではないということで、素直におろしたという話なんですけれども、この後、シンガポールからの、議員ご承知だと思うんですけれども、寄附金の中でまだ1,000万円ほど本を買う余裕がありましたので、できればそちらから必要な本を買ったほうがいいだろうという判断もございまして、災害復旧分については素直に取り下げたというような形になっております。

それから、残りの備品代金についても、コアラ館にあった図書館の備品、それから役場で不要となっている備品、あとは書棚も最初から生涯学習センターには備えつけになっておりまますので、有効に活用を図りながら、必要なものは購入をしましたけれども、そうでないものについては購入しなかったと。要は、災害査定がもともとの図書館の中にあった備品そのまま査定されてるので、新しい図書館に必要なものがたくさんあったということでございますので、しっかり中身を精査した上で結果的に購入を見送った金額の積み重ねが5,600万円という形でございます。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 机上の値段だけを見て算定された査定結果で手当たり次第買うということはやめたと、現状に即した形にするということのようです。

ただ、シンガポールからの寄附、閉架書庫等にも使いますけれども、必要な部分に使っていただくということももちろんですが、逆に言うと、そこに時間的に余裕ができたということは、ふだんではなかなかここまで大量購入するチャンスはなかなかないと思いますが、災害査定の分、それから寄附いただいたものを有効に使えるということだと思いますので、ぜひ町民の皆さんのが集まる図書館にしていただきたいと思いますし、中に入っている、もう購入されたと思いますけれども、例えば家具であるとか図書館専用のものがあるとも聞いておりますので、町民の皆さんのが喜ぶ形に使っていくというお考えのようですが、それが今年度、さらには来年度以降、有効に使えるかどうか、見通しだけ最後お伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 現在、購入の財源となるシンガポールさんからの寄附金、これは全体で4,000万円の枠で、残り1,500万円ほどあるんですけれども、その中で実際に走り出してみて必要と思われる備品であるとか、あとは当然書籍について、変更の協定を今取り交わそうとしておるんですけども、ちょっと時間がかかっているもんですから、来年度の当初予算に間に合うように今調整を図っております。それで来年度に入ってしっかりと書籍の購入をすぐ買えるような準備というのを今図書館のほうでしておりますので、現状を申しますと、地域復興費の中で年間約300万円の書籍を買わせていただいているんですけども、大体冊数にするとやや2,000冊弱、司書が1年間にしっかり中身を見て買ってますので、恐らく私が見た感じでは、司書が1人で年間購入できる書籍の数というのは恐らく2,000冊が限界なんだろうと思っております。ですから、先ほどの災害復旧の備品で2万冊とか3万冊というのはとてもあり得ない話でございまして、そういうことで1,000万円ぐらい、残り1,500

万円ですけれども、1,000万円ぐらいは最低書籍をしっかりと買おうと考えております。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 おはようございます。

地域復興費の中で175ページの13節委託料、この最下段に東日本大震災初動検証業務委託料50万円とあるわけですが、これはどういう内容のもので、どこへ委託するのか、それ1点。

それから、182ページの負担金補助金及び交付金、崖地近接等、いわゆる崖近ですが、今思うと懐かしいなど、この事業を思い出しているわけですが、当時、国の補助が適用ならない方々への補助ということで独自で出したわけでございますが、町長と一般質問でいろいろやりとりした経緯がありましたが、そのときから今日、平成30年度までトータル的に補助した補助金を支出した額、それから件数をお知らせください。

それからもう1点、186ページ、これも13節委託料ですね、真ん中辺あたりの委託料です。ここに公営住宅の長寿命化計画というのが、これは当初から出されていたものであろうと思いますが、これはこれとして理解はできるんですが、既存の住宅への対応をどのように考えているか、この3点。

○委員長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） まず最初に、東日本大震災の初動検証業務でございますが、この業務の目的につきましては、今回の震災で職員の初動対応について、課題、教訓を一旦整理した形で、課題に対する対策の方向性というものを取りまとめたと、それを後世に保存していく目的で行っております。

この調査につきましては、東北大学の災害科学国際研究所と共同研究という形の中でまとめて、現在ホームページで結果を公表してございます。

職員の初動対応ということで、現職の職員もございますけれども、退職した職員、それと特に重点を置いたのは、当時災害対策本部に従事した職員のアンケートだけじゃなくて、ヒアリングという形でも行いながら取りまとめたというものでございます。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、崖近と独自支援のトータルということでございました。まず独自支援から申し上げますと、平成30年度までの累計で683件、8億8,285万8,000円を補助してございます。それから崖近ですけれども、崖近につきましては、資料がちょっと古くてあれですけれども、平成30年5月現在ということになりますけれども、申請ベースで申し上げますと申請が699件、合計で20億2,874万7,000円というのが補助の額ということにな

ります。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅の長寿命化計画策定業務でございますけれども、基本的には公共施設管理計画を数年前にご説明させていただきました。これにつきましては、オペレーション計画といいますか、町の進むべき道をお示ししたものでございまして、その中でも既存の住宅のことについては触れさせていただいてございます。昭和30年代につくられたものもございまして、間もなく還暦を迎えるという住宅でございますので、基本的にはかなり住環境も悪化してございます。改修してもいずれ新築当時の性能を確保するのはかなり難しいという状況でございますので、基本的には解体ということで進めさせていただいてございます。

それと一方、災害公営住宅の入居者でございますけれども、これも金曜日の新聞に載ってございました。入居者の46%が高齢者だと、65歳以上だということになってございます。大変失礼なお話を申し上げますが、20年後に多分、大変申しわけないですが、ほとんどの方がいらっしゃらないだろうという状況でございますので、解体した後、家賃の問題等もございますけれども、いずれ空き戸が大量に発生するという現実がございますので、建てかえはしないで、できれば災害公営住宅に転居していただきたいという計画でございます。

○委員長（星 喜美男君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 最初の件について、これはこういう検証業務をしてその結果を今後有効に利用するんだろうと思いますが、そのする際に未経験の方もあるわけです。その辺あたりの徹底した指導、これを常に心がけていただくようにしていただきたい。それで、この結果を公開、公表するのかしないのか、検証結果。

それから、崖近、これは今後もあるんですか、あるとすればいつごろまであるんですか。

それから、住宅について、本当に大変失礼なことですが、20年後に誰もいねぐなんでねえがという話だけれども、この20年後までに既存の住宅に入っておられる方々が何の危険性も感じないで移転できるのか、そのような対応ができるのかできないのか、その辺。

○委員長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） この調査結果につきましては、若干時期がずれましたが、既にホームページで公表しているところでございますので、ご確認いただければと思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まずは、先ほど申請ベースの金額を申し上げましたけれども、

崖近について、附表158ページに交付ベースの数字がございましたので、改めて交付ベースで申し上げますと、平成30年度交付ベースでトータル691件、19億9,523万3,000円というところでございました。

それから、崖近がいつまでというご質問でしたけれども、当面、集中復興期間の10年というのは言われているとおりですので、この期間内は制度としてしっかりやれるのかなと思っております。ただ、それから以降については、もともと原資が復興交付金でございますので、その辺との兼ね合いで決まっていくのかなと思ってございます。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の業務に当たりまして、災害公営住宅、それから一般の住宅も含めて入居者の皆様にアンケートをとらせていただいてございます。その中で、既存の住宅に入居されている方に対しての質問の一つに「災害公営住宅への転居をご希望されますか」という問い合わせさせていただいている。約3分の1の方が「転居を考えてもいい」という回答をいただいている。そして3分の1の方が「ついの住みかとしてこのまま継続して入居し続けたい」と。それから残りの3分の1が「どちらでも」という回答だと記憶してございました。

いずれ空き戸については、当然希望されている方については空き戸の状況を見ながら転居を促していきたいと思っていますし、20年後に突然空き戸が発生するわけじゃなくて、徐々に、現在もそうなんですけれども、いろいろな施設に入るとかそれから子供さんのところに引っ越しするかということで、毎月のように転居される方がいらっしゃいます。なので、そういう状況を見ながら進めていきたいと、転居を進めていきたいと考えてございます。

ただ、そのとき問題になるのが家賃の問題、多分一番安い家賃が今1,800円でございますので、それが通常の家賃ですと幾ら安くても1万二、三千円になるということなので、経過措置はございますけれども、それも3年間という部分もございますので、その辺の検討が多分必要になってくるのかなと考えてございます。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1つ目、2つ目については、わかりました。

今の住宅についてですけれども、今、課長が説明したとおり、多分ネックになるのは今後家賃だろうと思います。他町村においても今浮き彫りになってきているのが、家賃が浮き彫りになってきて、それでなかなか高齢者にとってはかなり重くのしかかっているというようなことで、いろいろと行政側でも苦心しながらも対応策を練っているようですが。

今後、公営住宅というような、何というんですか、名前がついているために、家賃設定、高く設定しなければならないのか、であれば、公営住宅という名はいつ外せるのか、その辺、参考までにお聞きしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公営住宅という名は制度上外すことは多分できないだろうと思っています。ただ、公営住宅の性格上、低所得者に低廉な価格で良好な住環境を提供するというのが趣旨でございます。多分2DKでも1万二、三千円の家賃ということになっていて、多分市場のアパートを借りても現在同じような間取りであれば5万円とか6万円する状況でございますので、それから比べれば制度の目的というものは十分果たしているんだろうと思ってございます。ですので、いずれ家賃計算の中で、わずかでございますけれども、当然建物が古くなれば家賃も若干ずつ安くなるという計算方式でやってございますので、今1万二、三千円の家賃が20年後にもしかすると1万円を割るかもしれない、まだ計算はそこまでしていないので具体的な数字は出ませんけれども。そういう状況もございますので、そこは町としても工夫しながら、それから当然本当に困っている方についてはいろいろな手だてもございますので、そこは皆さんと協議しながらよりよい方向を見つけ出していくかざるを得ないと考えてございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。1点だけお伺いいたします。

185ページの予備費です。予備費が当初4,239万5,000円、補正が3億5,900万円、流用が898万円、計3億9,200万円ほどの予算となっておりますけれども、流用が900万円で3億6,000万円近い補正しておりますけれども、多分3月の補正だと思いますけれども、その辺の内容をお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 予備費の補正額3億5,900万円という、当初予算に比較して補正額が非常に大きい金額で補正されるという形は、平成31年度の今回の補正においても同様の形をとらせていただいておりますが、前年度の収支の余剰として翌年度に繰り越された財源をその後の不測の事態に備えるべく予備費として補正をさせていただくということが例年の財政運営の形態というようなことありますので、平成30年度におきましても同様の予算措置をとらせていただいたということです。

○委員長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 少し補足して説明いたしますけれども、平成30年度決算を迎えたが、実際平成30年度の最終予算が決算書に出ておりますけれども、繰り越し予算を合わせて400億円の予算で動きました。あといわゆる年度末等に漁港等の前払いとか出来高払いの部分の精算等がありまして、その支払いをすると歳出が超過するおそれがあるということで、最終的に財調を35億円ぐらい取り崩して収支を合わせると。したがって、決算上は確かに黒字になっておりますけれども、財調で帳尻を合わせておりますので、それをもし除いてしまうと実際は14億1,000万円ぐらいの赤字になった計算になります。したがいまして、財調の歳入の繰り入れと歳出で、通常は予備費は二、三千万円でオーケーのはずなんですけれども、相当数、予備費で抱えておかないと収支の均衡がとれないということで、平成29年度から財政では相当数の予備費の額を抱えて、それで収支を合わせているということでございますので、予備費の多寡はありますけれども、そういう加減で財政調整しておりますので、ご理解賜ればと思います。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川幸子委員 予備費で調整したという説明なんですけれども、かなり平成31年度も黒字、剰余金が出ておりますけれども、我々はこの数字でチェックしていくわけです。このような数字で剰余金を残した形になるわけですけれども、果たして予算どおりの執行ができたとは言いたいがたい、私的にはね、言いがたいんですけども、この辺、平成30年度の予算はこれでよしとお思いになるかどうか、その辺の見解をお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 会計管理者がご説明させていただいた事情がよくご理解できるかどうか、ちょっと難しい内容のお話もありましたが、やはり大きな規模での予算を執行する上で、資金繰りを予算に穴をあけずにやっていく上ではどうしても予備費の中に余裕を持って運営をさせていただかなければ、うまく、いわゆる法にのっとって失態のないように財政運営すること自体がなかなか難しいというような事情がございますので、これは復興期間における特殊な財政事情という中での一つでもございますので、その点はご理解をいただければと思います。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川幸子委員 かなりの復興予算が、膨大な数字でございますから、その辺は復興予算という期間内だということで了承いたします。以上、終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）なければ、10款災害復

旧費から13款予備費までの質疑を終わります。

以上で、歳出に対する質疑を終わります。

これをもって、一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第2号平成30年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成30年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） それでは、認定第2号平成30年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容についてご確認をいただきます。決算書の218ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

平成30年度は、歳入総額21億5,617万124円、歳出総額19億1,795万6,860円、歳入歳出差引額2億3,821万3,264円の黒字で決算いたしました。令和元年度への繰り越し財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算いたしております。

なお、国民健康保険事業財政基金条例第2条の規定に基づき、実質収支額のうち約半分の1億2,000万円を国保財政調整基金へ繰り入れいたしましたので、その残りの1億1,821万3,264円、これが令和元年度への一般財源としての繰越金となります。

では、決算書の190ページへお戻りください。190ページです。

歳入の各款ごとの収入済額の構成比及び収納率並びに対前年比較について申し上げます。

1款国民健康保険税、構成比23.0%、収納率98.0%、対前年プラス0.9%。

2款使用料及び手数料、構成比0.0%、収納率100%、対前年△1.8%。

3款国庫支出金、構成比0.0%、収納なし、対前年△100%。

4款県支出金、構成比62.3%、収納率100%、対前年プラス911.4%。

5款財産収入、構成比0.0%、収納率100%、対前年△57.3%。

6 款繰入金、構成比6.7%、収納率100%、対前年△63.0%。

7 款繰越金、構成比7.9%、収納率100%、対前年プラス71.8%。

8 款諸収入、構成比0.1%、収納率100%、対前年プラス80.8%。

歳入合計、100.0%、収納率99.5%、対前年△19.9%でございます。

また、不納欠損額を全体で2万3,500円計上しております。前年度は93万4,722円でしたので、不納欠損額は額にして91万1,222円減少しています。収入未済額については、全体で999万3,849円ですが、前年度は1,185万4,579円でしたので、186万円ほど減少しております。

以上が歳入の説明でございます。

歳出は、町民税務課長がご説明いたします。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 続きまして、歳出決算の概要について、事項別明細書でご説明申し上げます。204ページをお開きください。

1款総務費は、国保特別会計に携わる職員の人事費、物件費等が主なものでございます。支出済額は2,494万円ほどで、執行率は91.1%でございました。

次のページをお開きください。206ページの中段でございます。

2款保険給付費は、疾病・負傷等の療養に対して保険者が負担する費用で、支出済額は12億6,775万円、執行率96.3%でございます。前年比で1億1,574万円、8.4%減となりました。

次のページをお開きください。208ページの下段でございます。

4項出産育児一時金は、1件当たり42万円で19件支給しております。5項葬祭費は1件当たり5万円で29件の支給でございます。

次のページをお開きください。210ページ上段でございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、国民健康保険を使って支払われた医療費はその半分を国と都道府県が負担しております、残りの半分は被保険者が国保税として負担しております。1項医療分、2項支援金分、3項介護分を合計いたしまして賦課しておりますが、この国保税として徴収した分を国民健康保険事業費納付金として県に納付してございます。支出済額は5億5,536万円ほどでございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、国保事業の都道府県単位化によりまして、今回初めてになってございます。この交付金は、県内の保険料収納必要額、平成30年度の納付金の県の総額は601億6,900万円ほどでございますが、これを市町村ごとの被保険者数と所得水準で案分いたしまして、それぞれに医療費水準を反映することによりまして市町村ごとの国

保事業費納付金の額を決定してございます。

次のページをお開きください。212ページ上段でございます。

5款保健事業費は、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制することを目的に実施する健康診査、健康指導に係る経費でございまして、支出済額は1,892万円、執行率91%でございます。対前年度で502万円、21%ほど減となってございます。

212ページ下段です。

6款基金積立金は、基金利息7,237円の積み立てでございます。

次のページをお開きください。214ページでございます。

8款諸支出金は、国保の遡及脱退や修正申告等による国保税の還付、過年度の国庫負担金等の精算費用で、支出済額は5,095万円、執行率96.8%でございます。3目償還金は、平成29年度分の療養給付費等負担金の精算によりまして4,121万円ほどを国庫に返還しておりますが、これらで前年度比プラス2,033万円、66.4%増となってございます。

次のページをお開きください。

216ページの最下段、歳出合計でございます。平成30年度の歳出決算19億1,795万6,860円は、執行率88.6%、前年度比でマイナス4億3,019万円、18.3%でございます。

次のページをお開きください。

先ほど会計管理者の説明にもございましたけれども、5の実質収支につきましては2億3,821万3,260円の黒字となりました。1億2,000万円を基金に繰り入れいたしまして、この結果、平成30年度末の財政調整基金の残高は3億924万円ほどが見込まれるところでございます。

以上で特別会計の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 ページ数でいきますと、あえて申し上げれば218ページ、最後の部分ですけれども、あえて雑駁にお伺いいたしますけれども、黒字が出ております。ということは、保険税、保険料ですね、今後値上げ、町民負担はふえていく心配はないのかなと考えますけれども、かみ砕いて簡単にご説明いただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 国保税につきましては、県内では高いほうの水準で推移してご

ざいます。令和元年度から資産割の部分を外してございますけれども、県の方針の中でその資産割を廃止するというところと、応能応益割合、所得割と平等割とかの割合を50対50に近づけるということで進んでいるんですけれども、我が町は所得割の水準が高いような状況になってございますので、それを見直ししたいなと考えてございます。

来年度につきましては、いろいろな調整があるんですけれども、全体的には引き下げの方向で検討したいと考えているところでございます。（「終わります」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も1点だけ伺いたいと思います。

ページちょっとわからないんですけども、黒字ということで前委員の質問あったわけですけれども、滞納とか件数とか金額、もしあわかりましたら伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時14分 再開

○委員長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、滞納繰り越しのご質問がございましたので、お答えいたします。

滞納繰り越し分の滞納額が520万9,796円でございます。人数で39人でございます。現年分につきましては488万7,753円でございます。こちらは52人分でございます。延べで91人分なんですけれども、実人数としては76人でございます。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今、実人数76人、500万円前後の滞納ということで課長答弁あったんですけども、この中で払いたくとも払えない方たちも多々あると思うんですが、そういった方たちの最終的な救済措置というんですか、そういったやつは町独自での施策としてあるのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 特に町独自の政策はございませんけれども、法律にのっとって適切に処理することしか言えないんですけども、納税相談に、現年分もございますし、滞納分もございますので、それぞれに応じた形での対応になると思うんですけども、

今お話ししたように実人数としてはそれぐらいの人数でございますので、以前にもお話ししたんですけども、滞納管理システムで状況を把握してございますので、それぞれの事情に応じて相談に乗っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第3号平成30年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成30年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 認定第3号平成30年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容についてご確認いただきます。決算書の229ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

平成30年度は、歳入総額1億4,383万7,044円、歳出総額1億3,806万2,721円、歳入歳出差引額577万4,323円で決算いたしました。令和元年度への特定財源としての繰り越し財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和元年度への一般財源での繰越金となります。

では、決算書の219ページへお戻りください。

歳入の各款ごとの収入済額の構成比及び収納率並びに対前年度比較について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、構成比69.7%、収納率99.95%、対前年プラス6.5%。

2款使用料及び手数料、構成比0.0%、収納率100%、対前年△32.4%。

3款繰入金、構成比27.7%、収納率100%、対前年△6.6%。

4款繰越金、構成比2.4%、収納率100%、対前年プラス35.6%。

5款諸収入、構成比0.2%、収納率100%、対前年△83.0%。

歳入合計、構成比100.0%、収納率99.97%、対前年プラス2.0%でございました。

以上、歳入の説明でございます。

歳出は、町民税務課長がご説明いたします。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、歳出の説明をさせていただきます。

まず、この会計は後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れまして、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございます。221ページをお開きいただきたいと思います。

歳出合計は1億3,806万2,721円、昨年度の1億3,757万9,552円で、48万3,169円、0.35%の増がありました。執行率は97.2%でした。実質収支は577万4,323円となりまして、翌年度へ繰り越しとなります。

227、228ページをお開きください。

1款19節負担金補助でございますが、後期高齢者広域連合納付金は、歳入における保険料と一般会計から繰り入れた県及び町の負担分の保険基盤安定繰入金を合わせ、広域連合へ納付金とするものであります。

2款諸支出金は保険料の過誤納還付金となっております。

なお、被保険者の動向、保険料の賦課状況等につきましては、附表の171、172ページをご参照いただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきもの

と決定されました。

次に、認定第4号平成30年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成30年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 認定第4号平成30年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容についてご確認いただきます。決算書の262ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、平成30年度は、歳入総額16億3,241万3,044円、歳出総額15億4,355万2,383円、歳入歳出差引額8,886万661円で決算いたしました。令和元年度への特定財源としての繰り越し財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和元年度への一般財源としての純繰越金となります。

では、決算書の230ページへお戻りください。

歳入の各款ごとの収入済額の構成比及び収納率並びに前年度との比較について申し上げます。

1款保険料、構成比19.9%、収納率99.98%、対前年△0.2%。

2款使用料及び手数料、構成比0.0%、収納率100%、対前年△44.0%。

3款国庫支出金、構成比24.0%、収納率100%、対前年プラス4.6%。

4款支払基金交付金、構成比23.6%、収納率100%、対前年△1.2%。

5款県支出金、構成比13.4%、収納率100%、対前年△0.9%。

6款財産収入、構成比0.0%、収納率100%、対前年プラス459.2%。

7款繰入金、構成比13.4%、収納率100%、対前年△1.8%。

8款繰越金、構成比5.7%、収納率100%、対前年△28.5%。

9款諸収入、構成比0.0%、収納率100%、対前年プラス9.5%。

歳入合計、構成比100.0%、収納率99.99%、対前年△1.9%でございました。

以上、歳入の説明でございます。

歳出は、保健福祉課長がご説明いたします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、介護保険特別会計の歳出について細部説明させていただきます。決算書246ページ、247ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費でございます。款としての支出済額が2,161万7,113円となっておりまして、不用額が182万4,887円であり、執行率は92.2%でございます。また、平成29年度との比較では

10.1%の減額となっております。

続きまして、項別にご説明申し上げます。

1項総務管理費でございます。支出済額が1,291万2,914円、執行率95.0%、対前年では200万8,000円ほど、率にしますと13.5%ほどの減額となっております。この項につきましては職員人件費や事務的経費を支出しておりますので、減額の要因につきましては、13節委託料において、前年度となります平成29年度は介護保険事業計画の調製がございましたが、平成30年度はやってございませんので、そのための減額ということでございます。

次に、2項徴収費でございます。支出済額が147万8,761円、執行率95.0%、対前年では17万5,000円ほど、率にしますと13.5%の増額となっております。こちらについては保険料の納入通知書作成等に係る経費でございまして、ほぼ前年度同様での決算となっております。

次に、3項介護認定事業費でございます。支出済額が722万5,438円、執行率87.1%、対前年では58万5,000円ほど、率にいたしますと7.5%の減額となっております。介護認定審査に要する経費でございまして、減額の事由につきましては主治医意見書作成料等の減少によるものということでございます。

続きまして、248ページ、249ページをお開きください。

2款保険給付費でございます。款としての支出済額が13億7,298万1,201円となってございまして、不用額が4,164万9,799円であり、執行率97.0%、また平成29年度との比較では0.1%の減少となってございます。給付費につきましては、全体としては前年同様の状況となっておりますけれども、1目居宅介護サービス費と5目施設介護サービス費が減りまして、その分、3目地域密着型介護サービス給付費がふえているという状況が発生しております。これにつきましては、昨年度、沼田地区に開所いたしました結の里内の志津川デイサービス等でのサービス提供が影響しているのではないかなと思っております。

なお、各給付項目の詳細につきましては、決算附表の175ページから179ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、254ページ、255ページをお開きください。

3款地域支援事業費でございます。款としての支出済額が6,082万1,945円、不用額が449万3,055円でございまして、執行率93.1%、また平成29年度との比較では8.1%の減額となっております。減額の主たる要因といたしましては、3項包括的支援事業費にてまいります職員人件費の減額によるものでございまして、事業の縮小といったものではありません。

詳細についてご説明申し上げます。

1項1目介護予防生活支援サービス費でございます。こちらは要支援1、要支援2の方へのサービス給付に係る目でございまして、前年度比で約8.5%ほどの減となっております。こちらにつきましては、制度上、一般の介護給付費との出入りが発生しますので、それを考えますとほぼ前年同様の決算と言ってよろしいかと思っております。

次に、2項1目一般介護予防費でございます。ページにつきましては、256ページ、257ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

介護予防事業に係る事業費や担当職員の人事費を賄う科目でございまして、前年度比で申し上げますと約54%の増となっておりますけれども、この主たる要因は人事費によるものでございます。なお、事業自体も前年度を上回る形で実施をいたさせていただいております。

次に、3項1目包括的ケアマネジメント支援事業費でございます。地域包括支援センターの運営に携わる専門職員等の職員人事費及び相談事業における経費を支出しております。前年度と比較いたしますと額で684万3,000円ほど、率にいたしますと47.6%の減額となっておりますけれども、これはこの目で担っております人事費の減額というものですござります。

次に、258ページ、259ページをお開きください。

3項2目任意事業費でございます。こちらにつきましては、在宅介護家庭への支援としての紙おむつ給付事業や成年後見制度利用に係る事業費について支出をしております。

次に、3項3目 在宅医療介護連携推進事業費でございます。こちらにつきましては、在宅要介護者についての医療・介護の連携に係る費用を担う科目でございますけれども、平成30年度は関係者の協議等が主たる事業でございましたので、ごらんのとおり目立った支出はございませんでした。

次に、3項4目生活支援体制整備事業費でございます。生活支援コーディネーター2名分の委託料でございまして、前年度と比較して約2倍に増加しておりますけれども、これは平成29年度1名であったものに対して平成30年度は2名に増員したというものでございます。

次に、3項5目認知症総合支援事業費でございます。認知症対策に係る事業経費でございまして、認知症予防に係る講演会等を行っております。前年度の半分程度の執行となっておりますけれども、これにつきましては平成29年度において認知症予防に係るパンフレット作成を行ったというものでございますので、事業としては平成30年度は通常事業ということになりますかと思います。

次に、4項1目審査支払手数料でございます。介護予防ケアマネジメント費に係る国保連への審査支払手数料でございます。

続いて、4款基金積立金でございます。款としての支出済額が5,727万5,702円となっておりまして、執行率は99.9%、平成29年度との比較では4.6%の減額ということになっております。積立金につきましては、給付に至らなかった保険料財源について財政調整基金に積み立てを行うものでございまして、これによりまして附表173ページにございますとおり財調基金総額が1億8,418万円ほどになるというものでございます。

続いて、260ページ、261ページをお開きください。

5款諸支出金でございます。款としての支出済額が3,085万6,422円となっておりまして、不用額が36万4,578円、執行率は98.8%でございます。また、平成29年度との比較では35.6%の減額となっております。

1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金でございます。こちらは第1号被保険者に係る過年度分の保険料還付でございます。おおむね前年同様となっております。

次に、2目償還金でございます。支出済額が1,610万4,860円、執行率99.9%、また平成29年度との比較では約55%の減少ということになっております。過年度分の決算の確定に係る国庫及び県の負担金並びに支払基金それぞれの額の確定に伴う返還金でございます。

次に、3目第1号被保険者還付金でございます。支出はございませんでした。

次に、2項延滞金でございます。こちらにつきましても支出はございませんでした。

次に、3項繰出金1目一般会計繰出金でございます。支出済額が1,409万2,112円、執行率99.9%、また平成29年度との比較では約23.9%の増ということになっております。こちらにつきましては、先ほど1項2目償還金で申し上げました償還の町の負担分でございまして、平成29年度事業分の余分の町負担について一般会計に返したというものでございます。

次に、6款予備費でございます。支出はございませんでした。

歳出合計、支出済額15億4,355万2,383円、執行率は95.8%、対前年では2,766万7,000円、率にして1.8%の減ということでございます。

以上、支出に係る細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目、ページ数はあれなんですかとも、介護保険料について伺いたいと思います。

近隣の自治体と比べて当町ではどういった状況なのか伺いたいと思います。

第2点目、ページ数258ページ、認知症の支援の件で伺いたいと思います。

現在、町では、認知症と称されている方たちの人数を把握しているのかどうか、そしてもう1点、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりということでいろいろ取り組んでいるようですが、現在安心して暮らせるまちづくりになっているのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 保険料の水準ということで、ちょっと今探しあぐねているんですけど、他の市町村と比べて、今の第7期と言っていますけれども、第7期については感覚で言いますと上位グループなんですけれども、真ん中、上段のやや上といいますか、中の上といいますか、そのあたりの位置だったと記憶をしております。

続いて、認知症の人数ということなんですけれども、はっきり申し上げますと、わからないという状況です。といいますのは、いわゆる認知症、医師によって認知症と診断された方もいらっしゃいますし、あと全くそう思っていらっしゃらない方もいらっしゃるもんですから、どの方が認知症だというのは正直申し上げてわからないという状況です。なので、私も実は調べようと思ったんですが、そういったところに阻まれまして、それは出ないものなんだなということで理解をしたというところでございます。

最後に、安心して暮らせる町なのかというご質問ですけれども、立場上そういうものを目指して日々努力しておりますということでの回答でどうかご容赦いただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 今野委員。

○今野雄紀委員 介護保険料については、高いというか、上のほうだという課長の答弁ありました。今後、介護保険料の見直し、値上げ等の検討というか、そういう状況には現在陥っていないのかどうかだけ確認させていただきます。

あと認知症に関しては、詳しく認知症1級とか2級とか1度2度というカテゴリーがないということでわかりましたけれども、今後とも、ひとり暮らし等の方でも、なってもある程度安心して暮らせる町への予防対策をしていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 先ほど真ん中より上と申し上げましたけれども、見つけましたので、順位というよりは額で申し上げますと、現在の町の月額基準額が6,000円なんですけれども、県平均は5,799円、全国平均ですと5,987円ですので、県の平均からいくと真ん中より

少し上のあたりということになろうかと思います。

それから、今後の保険料についてということですけれども、実は今年度の補正のところにものせてあるんですが、今後、次の第8期の保険料策定に向けたニーズ調査をやってまいります。どれだけの介護サービスが本町で必要になるのかというのを割り出す作業になりますけれども、これによりまして全体の給付量を推計し、そして必要となる財源を算定していくということになります。あと、結果に対して今度は人数で分けていくんですが、その際にも、先ほど財政調整基金のことを申し上げました。財政調整基金の中で、できる限り給付に影響ない範囲でそちらも充当しつつ、できる限り保険料が上がるのを抑制してまいりたいと思っております。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 3点ほどお伺いいたします。

まずもって、239ページ、歳入の保険料の関係です。

滞納繰り越し分、普通徴収保険料の中で不納欠損額5万8,600円、それから収入未済額が4万3,100円出ております。不納欠損額の内容と、収入未済額4万3,000円だと3名ぐらいかなと思われる所以、惜しかったと思うんです。今までにこの分が徴収されたのか、その辺。

それから、259ページの20節扶助費の中の家族介護用品支給事業、去年も私は言った記憶があるんですけれども、やはり乳幼児と高齢者を比較するのは余りにも雑かなと思われますけれども、乳幼児は医療費は全額町で持っています。家族介護おむつは、在宅でいる人の非課税の人たちに支給しておりますけれども、やはりここは課税・非課税のすみ分けをしないで、町独自で持ってもいいですから、ここは支給すべきでないのかなと思われます。その辺、今後の見解をお伺いします。

それから、13節委託料、真ん中辺なんですけれども、生活支援コーディネーター委託料、昨年は1名で、平成30年度は2名だということなんですけれども、2人体制にして、その結果どうだったのかということをお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、後段の2番目と3番目について申し上げたいと思います。

おむつ支給について、全ての対象ではどうかというものでございますけれども、なかなか、委員のおっしゃる趣旨というのはわからないわけではないんですけども、全ての、全てということでもないんですが、必要としている方全員におむつを給付ということになりますと、

なかなかそれは、要は、おむつ支給につきましては介護度に、ちょっと制度的なことを言いますと、要介護1・2の方については月額3,400円分を支給させていただいております。それから、3以上については月額6,200円分のものを支給させていただいておりますので、介護度によっての差といいますか、支給するしないというのではないんすけれども、やはり所得等々を鑑みて、それらを見ないで全ての方にというのはなかなか難しいのかなと。当然ながら、その部分を介護保険で担うということはその部分が必然的に保険料にはね返るということですので、納税していただける、保険料を納めていただける方々のご理解を得られる範囲での施策になっていくのかなと思っております。

それから、コーディネーター委託料、2人体制にした結果ということでございますけれども、非常にいい形で今回させていただいていると思っております。日々外に出て、よく行くのは集合タイプの団地だったりするんですけども、そこを回って地域課題を拾い上げてくるという作業を毎日繰り返しておりますので、非常にいい形で今事業展開ができているのかなと。なかなかまだ目に見えた結果、こうでしたというのは出てこないんですけども、非常に私が見ている範囲ではいい活動をしているように見ております。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 不納欠損分につきましては、18条ですので、恐らくお亡くなりになったということで欠損したということだと思われます。

あと収入未済につきましては、恐らくまだ未納だと思われます。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川幸子委員 不納欠損については、亡くなられた方の分だということで、わかりました。

昨年の収入未済額4万3,100円なんすけれども、まだ未納ということは、これは、今9月ですけれども、そこまでご本人、納税者の方と接点を持ってお話しになられたのか、そのままでいるのか、その辺、今までまだ未納だという要因はどこだったのかお伺いします。

それから、おむつについては、介護保険の給付に影響するということなんですけれども、じゃ今後、独自の町の施策としてそういうことを考えられるのかどうかお伺いいたします。

生活支援コーディネーターの委託料につきましては、2名体制になったのでうまく回っているということで、引き続きこの辺についてはまた推移を見てまいりますので、続けていただきたいと思います。その点お伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、2点目にございましたおむつ給付を町独自施策でと

いうことでありますけれども、あえて申し上げますと、おむつ給付自体が町の独自施策ということになります。

委員おっしゃいますのは、ならば一般会計でどうだというお話かと思うんですけれども、基本的には、そもそも介護保険ができ上がる前は一般会計で同じようなことをやっていたという時代が志津川・歌津両町ともございました。介護保険ができて制度が進化していく中で、やはりこういったもの、その種のものは特別会計の中で扱うのが適切だろうということで移ってきたということですので、そこに当てて考えれば、現在の状況でいくということになるのかなと思っております。なかなかいいお答えができないわけですけれども、どうかご理解のほどいただければと思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 恐らくの話で恐縮ですけれども、滞納繰り越し分でございますので、その後、生活保護等になった方だと思われます。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川幸子委員 生活保護者になった場合は国から生活保護で滞縛も出ると思うんですけれども、その辺の徴収、はっきりそう理由づけがわかるんですか、そうだということ。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 滞縛分につきましては、恐らくそういうことだと思われますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようではありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号平成30年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成30年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 認定第5号平成30年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容についてご確認をいただきます。決算書の273ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、平成30年度は、歳入総額3,869万981円、歳出総額3,459万6,907円、歳入歳出差引額409万4,074円で決算いたしました。令和元年度への特定財源としての繰り越し財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和元年度への一般財源での繰越金となります。

では、決算書の263ページへお戻りください。

歳入の各款ごとの収入済額の構成比及び対前年度比較について申し上げます。

1款使用料及び手数料、構成比30.1%、対前年△3.9%。

2款県支出金、構成比0.2%、対前年0.0%、同額です。

3款繰入金、構成比45.7%。対前年△25.5%。

4款繰越金、構成比22.4%、対前年プラス114.3%。

5款諸収入、構成比1.6%、対前年△4.1%。

歳入合計、構成比100.0%、対前年△4.8%でございます。

調定額イコール収入済額でございますので、収納率は全て100%でございました。

以上が歳入の説明でございます。

歳出は、農林水産課長がご説明いたします。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、認定第5号南三陸町市場事業特別会計の歳出の細部につきましてご説明申し上げます。

まず歳出事項別明細書271ページ、272ページをお開き願います。

最下段、市場事業特別会計歳出全体では、決算額3,459万6,907円、執行率91.6%、対前年度比8.3%の増と、ほぼ例年どおりの支出となっております。

戻っていただきまして、決算書の269ページ、270ページをお開き願います。

決算附表は183ページになります。

それでは、各目ごとの決算状況をご説明いたします。

まず1項市場事業費1目市場管理費につきましては、支出済額1,680万4,531円、予算執行率89.7%、対前年度比18.7%の増額となっております。主な要因といたしましては、平成29年度に支出がなかった15節工事請負費において市場施設の修繕工事等を行ったことが増額の主

な要因でございます。

次に、2目漁船誘致対策費につきましては、支出がございませんでした。

次に、271ページ、272ページ、1項公債費1目元金については、支出済額1,657万1,893円で予算執行率ほぼ100%、対前年度比3.5%の増、同じく2目利子につきましては支出済額が122万483円で予算執行率100%、対前年度比31.6%の減となっております。

次の1項1目予備費については、支出がございませんでした。

以上、市場事業特別会計支出の細部説明をさせていただきました。よろしくご審議をいただきますようお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

午前1時58分 休憩

---

午後 1時08分 再開

○委員長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。何点か伺いたいと思います。

まず決算書268ページ、使用料と貸し事務所の件について伺います。

昨今というか、朝だけの競りになって、今後使用料の極端な落ち込みとか懸念されないのかが1点。

あと2点目は、そのことによって貸し事務所等の解約等は懸念されないのか、その点、2点伺いたいと思います。

あと附表から何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですかけれども、サケ類の水揚げについて伺いたいと思います。

昨年と比べると793トンが625トンになって、金額が、トン数とれているのに金額が下がっている、附表の説明では販売市場が少なかったと、そういう説明が書いてあるんですけれども、そのところ、量がとれたのに単価というか、下がった要因を伺いたいと思います。

あとタコの水揚げについても伺いたいと思います。

昨年の附表と今年度の附表を比べて、若干合わないところもあるんですけども、今年度約

1億円ぐらいの水揚げが減になったということで、ことしの見通しというか、その辺どうなのか伺いたいと思います。

あともう1点は、今最盛期のハモの水揚げはどれぐらいなのか、もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず1点目の今年度から原則として午後売りをやらないというところで、水揚げ、収量等の減少どうなんだということの質問でございましたけれども、あくまで原則午後売りをやらないということでありまして、例えば今後のサケの最盛期、あとはタコであったりマダコであったり、あとはタラですね、その最盛期につきましては引き続き午後売りはやるということで、余り大きな影響はないのかなということは考えております。あわせて、事務所等の解約というのも特に聞いてはおりません。

あと、サケの状況でございます。サケにつきましては、昨年度といいますか、平成29年度よりは遡上が多かったということの中で、当然数量が多かったので価格が下がったと。少なければ単価は高いし、多ければ単価は安くなるというのが一般的な市場の原理でございます。

あと、タコの水揚げの見通しというご質問でございましたけれども、タコに関しては、ミズダコは去年より悪かったようでございます。マダコに関しては、10月下旬から始まるになるんですけども、見通しといたしましては、漁業者二、三人、ちょっと話を聞いたんですけども、ちょっと小さいタコは、マダコは見えているという話を聞いておりますので、例年並みにはとれるのかなと期待をしているところでございます。

ハモに関しては、すいません、ちょっと今、資料を持ち合わせてございません。申しわけございません。

○委員長（星 喜美男君） 今野委員。

○今野雄紀委員 課長の使用料に関してなんですかけれども、午後売りがなくても、主要な魚種のときは午後もやる、そういう答弁ありました。そこで、もし統計をとっていたんだったら、今まで午後売りの分はどれぐらい全体的なやつでウェートを占めていたのか、そのところだけ伺っておきたいと思います。

あと、貸し事務所に関しては、午後売りがなくなったから解約したところがないということです、その部分はわかりました。

あと、サケに関しては、今の答弁ですと、たしか前々年度は625トン、600トンぐらいで7億9,000万円かな、そして昨年度、この決算においては793トンで4億7,000万円ぐらい、それれ

ば単価が安くなるということなんですけれども、そうすると、今、稚魚を放流していっぱい戻ってくるようにと、そういう施策をしているんですけども、戻れば戻るほど単価が低くなつて売り上げが悪くなるのか、そういう懸念もあるんですけども、そこは何か、先ほどの販売市場というんですか、売る先をいろいろ検討するなり何なりして高い水揚げになるような、そういう方法というか、考え、そういうこともしていかなければならぬと思うんですが、そういうところも考えて今後いけるのか。

タコに関しては、従来というか、ややいい感じでことしは進んでいるということで、わかりました。

あと、ハモの件なんですけれども、昨今、温暖化でいろいろなタイとか揚がっているという声も聞いていますので、そこで、いろいろな、もう少し広く魚種の統計をとることによって、そうすることによっていろいろ、地元での各種復興市等では魚種のあれを頭に掲げて開催しているようですけれども、それに今回のハモとかいろいろバリエーションをふやしていって、祭りの期間、次の祭りの期間までその魚種に対する何か創作っぽい料理を提供していくとか、そういうことも可能だと思うので、もう少し細かく漁獲の統計をとる必要があるんじゃないかなと思いますので、その点、再度伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 午後売りのウエートどうなんだというご質問でございます。すいません、今持ち合わせのそういう午後売りだけの数字、金額というのではないんですけども、ただ私が朝昼行く感覚では7・3から8・2で朝売りのほうが、そういうウエートだと感じております。

あと、サケの水揚げに関して、揚がれば揚がるほど単価が下がるんじゃないかということでございますけれども、そこは限度があると言ったらおかしいですけれども、市場の流れの中での部分ですので、じゃとれればとれるほど底なしのように下がっていくのかということではないと考えているんですけども、ただ販売という部分の方法を考えなければならないのではないかという部分に関しましては、市場審議会でもそういう販売にも力を入れる中で平成28年度に高度衛生の認定をとりましたので、実は昨年度の審議会でもお話、議題に上つてやったんですけども、その認証のステッカーですね、それをつくって魚の例えれば箱だつたり段ボールに張つて出荷、あとは各町内の店舗にという取り組みを今後やっていかなければならぬという部分では共通して販売にも力を入れていくという流れになつてきているというところでございます。

あと魚種ですね、もうちょっと細かく統計をとってということの中で、現在、市場から町に提出されている魚種につきましては約10種類の分類でいただいているところでございます。これ以上ふやすということは、可能だとは思いますが、ちょっと検討させていただければと思います。それが各種イベント等に結びつけられれば、それは大変喜ばしいことかなと考えているところでございます。

○委員長（星 喜美男君） 今野委員。

○今野雄紀委員 朝売りだけになったという関係での質問に対して、課長所見というか、状況的には7・3もしくは8・2、そういう割合での答弁がありました。

そこで伺いたいのは、その3の部分と2の部分が朝のほうに向かっているのか、それともよその市場とか別の方法でさばいでいるか、売っているか、そういったところの感触というか、状況、おわかりでしたら伺っておきたいと思います。

あと、魚種に関しては、10種類だけ統計をとっているということなんですけれども、町内、今の市場で魚種は何種類ぐらい揚がっているのか、そのところ、ざっくりでよろしいでするので、伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 午後売りなくなった分、朝売りに行っているのか、それとも別のところに行っているのかというところですけれども、ほとんどは朝売りに、例えば翌日の朝売りに行っていると解釈しております。

あと魚種につきましては、大変申しわけございません、恐らく何百種類でございます。ただ、近年の傾向といたしましては、魚種がふえているというよりも、本来春にしか来ない魚が夏まで来ていたりというふうな、そういったちょっと今までの季節感とは違った魚が多くなってきてているというのは現実でございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何点かお聞きしたいと思います。

市場事業の平成30年度と今後ということで質問させてください。

水揚げと金額を見ると、この情報の中では平成25年で8,566トン、平成30年で6,679トンと、水揚げが減っているんですが、これが何か年度ごとに交互に出ているような感じも受けますので、ことし平成31年度、まだ半年しかたっていませんが、今の状況から見て今後の推移がわかればその辺教えてください。あと金額についても、平成25年が18億円で、平成30年度が19億4,000万円ということなんですが、魚価が高くなっているから水揚げが減っても金額がふ

えている、そういうことなのか、その辺、その理由を教えてください。

あとは、気仙沼市場を見た場合に、ことしはカツオがおくれて水揚げが始まったんですが、結構当初なかなかとれないということで、2週間、3週間、4週間と揚がらなかつたんですが、今カツオがどんどん揚がっているような状況の中で、市場もちょっと安心しているかなというような状況の話を聞きました。あとは、サンマが水域の関係と水温の関係で激減に減っていると、こういった状況が南三陸町の市場事業に關係はしているのか、その辺、初めにお聞きします。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 市場の水揚げの今後の推移でございますけれども、半年過ぎて平年並みには来ているのかな、若干少な目なのかなと。ただ、主力魚種でありますサケが来月からですので、恐らくその状況によってこの推移というのは大きく変わってくるのかなと考えております。

あと、年度ごとに統計いたしますと、例えば交互にという今お話ありましたけれども、傾向といたしまして、例えば平成28年、29年のタコのように、予想外に例年の倍以上とれるということがありますし、逆にイサダのように昨年は全くと言っていいほどとれないというふうな、こういった魚種によって非常に大きなばらつきが近年の傾向であるというところが大きな特徴であって、なかなか正直読めないというのが現実でございます。

あと、サンマ船がサンマがとれないという部分で影響あるのかというところなんですが、サンマ船に関しましては、平成28年度に2隻入ってきてもらって、あとそこから平成29年、30年は入ってきておりませんし、今年度もちょっと期待は薄いのかなと考えております。いずれサンマ船に関しては、大型のサンマ船、大型のカツオ船というのは、市場の水深、市場といいますか、湾内の形状によってなかなか入ってこれない状況になっておりますので、サンマがとれないからといって当町の市場に余り大きな影響はないと考えておりますけれども、今年度、平成30年度の決算で書いておりますように、誘致対策費が支出されていないというのはそのサンマ船が入ってこないということでもございますので、その辺は今後検討させていただくというところでございます。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 水産業、水ものだと私は思いますので、海水の状況によってとれるものも違うから、その辺の水揚げの差と売り上げの差も出てくると。その辺はそのとおりだと思います。しかしながら、年々やはり落ちているのかなと私は感じています。今、課長が今後のこと

話された場合に、期待ということで、今後サケの遡上が始まるということで、サケの捕獲が水尻川で設置されているのを見ました。しかしながら、サケの水揚げも、これまでのサケの水揚げ状況を見るとなかなか、現実的に昔とれたようにいっぱいとれるかというとなかなか厳しい状況があって、その中でサケに少なくなった分を期待するのはなかなか難しいのかなと思っています。

そして、そのことで気仙沼市のカツオとサンマを例題に出させてもらいました。気仙沼の市場では、カツオ、サンマがとれない分を何かで今確保しています。例えばサバとかサメとか、あとカジキ、その辺が市場の水揚げにどんどんプラスになっているという状況なんですが、我が町においては、サケがとれなくなって、水揚げの多くの部分を占めている部分があると思うんですが、その辺のとれなくなった部分の対策として今後どういった対策を町で考えているんでしょうか。以前にも水産の決算でも話しましたが、とりあえずラムサールとかそういういった資格を取得したので、そういうブランド化をどんどん進めることで売り上げは上がりしていくし、あとは新しい水産物の確保のために、私は何かしないといけないんじゃないかなと、研究を初め、その辺の町の活動としてどのようなことを考えているのか、今現在の状況、あれば教えてください。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今後そういう沿岸魚、サケも含めて期待がなかなか薄いという中で、どういったことで補完するのかという内容だと思います。

サケに関しては、実は余り悲観的ではなくて、今年度帰ってくるサケから、八幡川の施設ができて4年ですので、そういう中で恐らく昨年よりもまたふえてくると期待しているところでございます。

ただ、今後の状況という中では、確かに議員ご指摘のように、対策は考えなければならないというところなんですけれども、ちょっと長期的な話になってしまふんですけども、湾内の根魚がとれないという状況の中で、各県内の大学を通じて、藻場の状況が悪い、要はウニの食害によって根魚が卵を産んだり隠れたりする場所がなくなっているということが大きく影響しているということの中で、大学と共同したロボットによってウニを除去する対策ですか、とってきたウニを肥育して大きくしてという対策ということもございますし、あと気候変動という中でなかなか我々の力では何ともならない部分に関しては、現在、漁協青年部が太平洋沿岸一帯で広くとれますヒジキの養殖の実験、この間成功したという報告を受けましたけれども、そういういろいろな部分に挑戦する、あとは研究等の協力という部分

は漁協と協力してやっていこうと考えています。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 八幡川、そして水尻川のふ化場ができたことによって、そこで育った稚魚を放流して4年になるので、ことしは期待だと。私も期待しております。

私自身も海のことは釣りをするぐらいなもんで詳しいことはわからないのですが、仲間たちが一生懸命、南三陸町の海の中でまだ一生懸命頑張っているので、そういった情報を聞く中でどうしてもやはり不安というのが多々あります。

ことしというか、昨年もこれからワカメも基本的に当初なかなかいいワカメがとれなくて、葉落ちとか種落ちとかそういうことがあったり、あとホタテに関しても貝毒ったり、貝が落ちると。そういう問題が毎年起こっているような状況の中で、やはり水産物を揚げないと市場事業というのは成り立っていないような状況を私は考えます。

そういう形の中で、仲買の人たちが何とか自分たちの生計を維持することで市場の施設を借りたり、そこにお金が落ちる状況があると思うんですけども、この間も気仙沼と女川に行ったんですが、カツオが南三陸町においては安いんですよ。ほかで1,000円するところ600円ぐらいで売っていると。それっていうのは仲買の人たちの私は頑張りだったと思いますので、魚を何とか工夫して加工して付加価値をつけて高く売るのも仲買の人たちの今努力していることだと思いますが、やはり力を持っている人たちはそういう努力が可能に企業体系の中で私はできていると思います。それを町がある程度中心となって、そういう開発力も含めて、販促も含めてやはりそういうことで支援していくことで市場事業が今後も継続してうまく回転すると思うので、そういう取り組みを町でやらないといけないと思うし、また若い人たちと、さっき課長申しましたが、やはり若い人たちが、水産業の魅力、南三陸町で水産業に携わる魅力、それをわかっていくと将来的には南三陸町の発展にもつながると思うので、やはり若手育成と漁民の働く場の確保とか収入の確保とか、なかなか難しいですが、その辺をやはり町で指導とかアイデアを出すとか、その辺が私は必要だと思いますので、その辺、最後に質問して終わります。

○委員長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今後の対策という中で、例えば市場事業特別会計の中で、市場運営審議会、そういう中で漁業者が入ったり仲買人が入ったりという協議会がございますので、その中でいろいろ今後の対策という部分の中で、また若手育成ということも考えてやっておりますので、そこは町としてもサポートしていくという状況でございますし、またあ

と市場もスラリーという部分で鮮度保持だったり、あとは虫がつかないように深くスラリーを浸してと、そういうたった市場の特徴も生かしながら販売に力を入れているという状況でございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第6号平成30年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成30年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 認定第6号平成30年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容についてご確認をいただきます。決算書の284ページをごらんください。実質収支に関する調書でございますが、平成30年度は、歳入総額8,282万8,900円、歳出総額7,805万452円、歳入歳出差引額477万8,448円で決算いたしました。令和元年度への特定財源としての繰り越し財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和元年度への一般財源での繰越金となります。

では、決算書の274ページへお戻りください。

歳入の各款ごとの収入済額の構成比及び収納率並びに対前年度比較について申し上げます。

1款使用料及び手数料、構成比2.2%、収納率99.67%、対前年△10.0%。

2款財産収入、構成比0.0%、収納率100%、対前年0.0%同額です。

3款繰入金、構成比15.5%、収納率100%、対前年△76.9%。

4款繰越金、構成比29.9%、収納率100%、対前年プラス202.1%。

5款諸収入、構成比52.4%、収納率100%、前年はわずか214円の収入だったために、伸び率

では対前年にいたしますとプラス20,267,187.9%と高額になっております。ご了解いただきます。

歳入合計、構成比100.0%、収納率99.99%、対前年プラス25.7%でございました。

以上が歳入の説明となります。

歳出は、上下水道事業所長がご説明いたします。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

歳出は、事項別明細書を参照願います。280、281ページをお開き願います。

1款1項漁業集落排水事業費は、支出済額6,822万2,722円で決算し、予算に対する執行率は97.3%で、対前年度比較で118%の増となっております。1目漁業集落排水施設管理費ですが、袖浜処理区の維持管理に要した費用及び配水管移設工事に係る費用を支出しております。執行率は97.3%で、対前年度比較で118%の増となっております。金額にして約3,700万円の増となっておりまして、要因は宮城県の防潮堤工事に係る補償の工事費の財源立てかえ分を一般会計へ繰出金として4,337万円を支出したことになります。

次に、漁業集落排水事業基金費ですが、基金利子を積み立てたものであります。

次に、2款1項公債費は、支出済額982万7,730円で、予算に対する執行率はほぼ100%です。地方債の元金償還及び償還利子の支出でありまして、平成30年度中に新たな借り入れがなく、元利均等償還となっていることから前年度と同額の支出となっております。

以上で漁業集落排水事業特別会計の歳出の細部説明を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 認定第7号平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容についてご確認いただきます。決算書の299ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。平成30年度は、歳入総額2億4,712万2,657円、歳出総額2億1,338万9,365円、歳入歳出差引額3,373万3,292円で決算いたしました。

そのうち令和元年度へ繰り越し財源として明許繰越310万円を繰り越しいたしましたので、形式収支から差し引いた実質収支の額は3,063万3,292円となり、この額が令和元年度への一般財源としての繰越金となります。

決算書の285ページへお戻りください。

歳入の各款ごとの収入済額の構成比及び収納率並びに対前年度比較等について申し上げます。

1款分担金及び負担金、構成比0.3%、収納率100%、対前年△57.9%。

2款使用料及び手数料、構成比6.4%、収納率99.8%、対前年プラス5.2%。

3款国庫支出金、構成比7.2%、収納率100%、対前年△79.9%。

4款財産収入、構成比0.0%、収納率100%、対前年0.0%同額です。

5款繰入金、構成比75.7%、収納率100%、対前年プラス16.1%。

6款繰越金、構成比10.4%、収納率100%、対前年プラス42.3%。

7款諸収入、構成比0.0%、収納率100%、対前年△18.4%。

歳入合計、構成比100.0%、収納率99.99%、対前年△13.2%でございました。

以上が歳入の説明でございます。

歳出は、上下水道事業所長がご説明いたします。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

歳出は、事項別明細書を参照願います。293、294ページをお開き願います。

1款1項下水道総務費は、支出済額が1,592万5,429円で決算し、執行率は92.6%、前年度とほぼ同額の支出となっております。

1目下水道総務管理は、人件費など主に事務的経費の支出であります。予算に対する執行率

は92.6%で前年度とほぼ同額の支出となっております。

次に、2目公共下水道基金費ですが、基金の預金利子の積み立てです。

次に、最下段、2款1項下水道施設管理費は、支出済額が7,101万6,608円で決算し、執行率は98.1%、対前年度比較では36.2%の増となっております。

295、296ページをお開き願います。

1目特定環境保全公共下水道施設管理費は、伊里前処理区の管路施設の維持管理に要する費用を計上しております。予算に対する執行率は97.2%で、対前年度比較では5.1%の減となっております。減の要因は、機械設備の更新費が減額となったものであります。

次に、公共下水道施設管理費ですが、志津川処理区の下水道管撤去工事費を支出しております。予算に対する執行率は100%で、対前年度比較では金額にして約2,100万円の増となっております。これは、平成30年度が宮城県の土木工事に伴う下水道管の撤去が多くあったということであります。

次に、3款1項公共下水道施設災害復旧費は、支出済額が633万6,000円で決算し、執行率は67.1%、対前年度比較では91%の減となっております。1目特定環境保全公共下水道施設災害復旧費は、伊里前処理区の災害復旧事業に係る経費を支出しております。予算に対する執行率は67.2%となっており、委託料の一部を令和元年度に繰り越ししております。支出済額の対前年度比較は91%の減となっておりまして、要因は全体の復旧工事の進捗が進み、95%に達しているということであります。

次に、最下段、4款1項公債費につきましては、地方債の元金償還と償還利子の支出でありますが、予算に対する執行率はほぼ100%で、平成30年度中に新たな借り入れがなく、元利均等払いとなっていることから前年度と同額の支出となっております。

以上、歳出の細部説明を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

及川幸子委員。

○及川幸子委員 2点ほどお伺いいたします。

1点目は、295ページから296ページの中段の公共下水道施設管理費の中の工事請負費です。

先ほどの説明の中で志津川処理区公共下水道施設撤去工事とありますけれども、この場所の説明と、その下の次の伊里前、先ほどの13節委託料、伊里前の繰り越し、310万円の繰り越し

ありますけれども、今、伊里前のハマーレの前、国道工事していますけれども、あれに関連しての工事が繰り越し、場所ですね、繰り越しの工事の場所、お願いいいたします。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず志津川処理区の管の撤去につきましては、中瀬町地区の下水道管撤去工事になっております。

それから、310万円の繰り越しとなっている分につきましては、三嶋神社付近の国道工事に伴う工事というところの設計でありまして、ハマーレの工事の分については、予定としては国道工事の進捗に伴いましてやる予定ですが、来年度になる予定となっております。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川幸子委員 そうすると、三嶋神社の下といいますと、今仮設の道路がありますけれども、それには関係なく、国道、来年の工事は国道になるのか、その辺。来年度終わる、もちろん災害ですから終わりになると思いますけれども、工事期間もお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず三嶋神社の分につきましては、管の移設をするというところでありますて、三嶋神社の脇から今仮道が海側のほうに回って出ていきますが、そうではなく、元の旧道側のところにある管の工事が国道の工事に伴って移設が必要だというところの分が繰り越し、今年度行うというところであります。

それから、ハマーレの向かいの分につきましては、国道の工事が終わって、その道路をまたいで下水道管が入るという工事になりますて、国道の工事が終わらないとそちらもできないというところであります。なので、そっちは令和2年度の工事となるというところで、当然終わりも令和2年度中というところであります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようではありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第8号平成30年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成30年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、認定第7号平成30年度水道事業会計決算の細部説明をさせていただきます。300ページ、310ページをお開き願います。

収益的収入及び支出になります。

まず、収益的収入ですが、1款水道事業収入の決算額は6億4,824万5,228円となり、前年度と比較して約2,000万円の増となっております。率にして3.2%の増です。増となった要因は、2項営業外収益における減価償却に対する補助金相当の長期前受金の戻し入れによる増などあります。本業の営業収益における給水収益の前年度比較では、税抜きで約430万円の増、率にして1.3%の増となっております。

次に、収益的支出ですが、1款水道事業費用の決算額は6億4,251万7,360円となり、前年度と比較して約5,500万円の増、率にして9.3%の増となっております。増となった要因は、1項営業費用において資産減耗費、減価償却費などが増加したことにあります。

収益的支出に係る前年度対比等につきましては、313ページの事業収入に関する事項及び事業費に関する事項をあわせてご確認いただければと思います。

次に、302、303ページをごらん願います。

資本的収入及び支出になります。

まず、資本的収入ですが、1款水道資本的収入の決算額は12億204万7,545円となり、前年度と比較して約3億5,700万円の増、率にして42.2%の増となっております。増の要因につきましては、水道施設災害復旧費による国庫補助金の増であります。

次に、資本的支出ですが、1款水道資本的支出の決算額は14億2,763万759円となっており、前年度と比較して約3億4,100万円の増、率にして31.4%の増となっております。増の要因につきましては、建設改良費における水道施設災害復旧工事の増であります。

なお、10億7,200万円の予算を水道事業施設災害復旧費として翌年度に繰り越しをしております。

また、建設改良工事の主な契約につきましては、314ページに記載しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

以上が平成30年度の決算の概況ですが、収益的支出と資本的支出から減価償却を差し引いた決算規模は、前年度対比では28.7%の増、震災前の平成22年度比較では約2.9倍となっております。

次に、財務諸表につきまして説明させていただきます。305ページをごらんいただきたいと思います。

損益計算書になります。この計算書は、平成30年度の事業成績を明らかにするため作成したものであります。営業収益から営業費用を差し引いた今期の営業利益はマイナス2億1,650万629円となりました。マイナスとなった要因は、資産減耗費、減価償却費の増などであります。営業外収益、営業外費用を含めた経常利益は304万7,651円となりました。過年度分の未収金の不納欠損134万467円があり、純利益は170万7,184円となりました。

この結果、平成30年度末現在の未処理欠損金は5,878万5,619円となりました。

次に、306ページ、307ページをお開き願います。

利益剰余金計算書になります。この計算書は、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示したものであります。下段の表は欠損金処理計算書であります。

次に、308、309ページをお開き願います。

貸借対照表になります。この表は水道事業の財政状況をあらわすもので、平成31年3月31日時点における保有する全ての資産、負債及び資本を総括的にあらわしております。

308ページの資産の部から固定資産の合計は102億564万4,292円で、前年度末から約8億6,300万円増加しております。流動資産と合わせた資産合計は111億5,979万8,581円となりました。

これに対し、この資産がどのようにして得られたかを示す負債・資本につきましては、109ページ上段、負債の部の合計が40億6,348万6,004円で、前年度末から約8,500万円増加し、資本の部の合計は70億9,631万2,577円で、約12億400万円増加しております。

310ページから決算附属資料として事業報告書のほか各種明細を記載しておりますので、ご参照願います。

以上で細部説明を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入・支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

及川幸子委員。

○及川幸子委員 2点ほどお伺いいたします。

1点目は、308ページの貸借対照表の中の（2）無形固定資産の水利権なんですか？私も今までこの水利権に気づかなかったんですけれども、債権、これどこの、水利権だから

県か国かだと思うんですけれども、債権の額面が8,900万円ほどだと思うんですけれども、そしてまたその水利権に絡む、どこから水を取っているのか、沢なのか、私は伏流水という思いがあつたんですけども、その辺をお聞かせください。

すいません、それから、もう一つありました。

それから、319ページなんですけれども、水道事業費用の中の総係費の中の職員給料2名分、それから手当が6名分とあります。その手当が通勤手当とかいろいろ、期末手当、勤勉手当も含まれると思うんですけども、6名と2名の差がどうなのかなど。

それから、その下の法定福利費、退職組合負担金などの人数ですね、この辺もお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず水利権につきましては、これは払川ダムに関する水利権ということで、宮城県から権利を取得しているというところであります。水利権につきましては、年間償却することになっておりまして、20年で償却をしております。ですので、この分につきましても、今年度分、平成30年度分でも費用として計上しております。

この水をどこから取っているのかというところにつきましては、ダムを建設する際に水を利用できる権利として購入したというところでありますと、現在取水している水道に直接この権利を使って引いているというところではありませんが、いざというときにその権利を使用して水をくむ権利があるというところを保持しているというところになります。

それから、総係費の中の手当と給料の人数の違いというところでありますが、まず給与費につきましては、プロパー職員の給与というところで2名、それから手当のところ、職員手当につきましては派遣職員の通勤手当であるとか、もともとは派遣元で支出している給料なんですけれども、一部、町から直接お支払いする手当がありまして、その分がここに入っていますというところであります。

それから、退職手当組合の負担金につきましては、これはプロパー職員の分というところで3名分の支出をここでしております。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川幸子委員 水利権については、旧歌津のダムからの水利権だということがわかりました。それで、今、南三陸町の水源は、各自で戸倉から引いていますけれども、その戸倉、入谷、歌津からありますけれども、戸倉の分の沢、歌津は伏流水なんですけれども、戸倉の水源はどのような水、伏流水なのか川から引っ張っているのか、その辺ですね、お伺いします。

それから、先ほどの319ページのプロパー2名分の職員給料、そうすると共済組合の負担金が3名となっていますけれども、この辺は1名が違っていますけれども、これでいいのかお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず水源につきましては、南三陸町で現在、戸倉、それから助作、小森、それから伊里前につきましては浅井戸ということで、伏流水というような捉え方もする方もいらっしゃいますが、一応浅井戸というようなところになっております。

それから、職員の給与が2名で、福利費が3名分なのかというところにつきましては、プロパー職員が水道事業では平成30年度3名おりまして、プロパー職員の分の3名。逆に給与費1名分はどこに行ったのかというところにつきましては、資本的支出ということで、ここは事業費用の分を上げているためにその分が1名減っているというところの内容であります。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川幸子委員 プロパーは事務職員ということで2名だけれども、共済組合の負担金は3名分で出しているという認識でよろしいでしょうか。

それから、浅井戸、伏流水ではなくて浅井戸だということなんですけれども、なぜ聞いたかというと、戸倉の分はよくわからないので、もしかしたら沢、そういうところから引いていくのかなと。今、水利権の問題が出ましたので、沢とか国有林とかそういうものから流れてくれるといふと水利権もまたそれぞれ違ってくるのかなという思いがあったのでお伺いしました。3カ所は、町内の分は浅井戸でよろしいんですね、解釈で。わかりました。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第9号平成30年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成30年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐藤和則君） それでは、認定第9号平成30年度南三陸町病院事業会計の細部説明をさせていただきます。

説明に入らせていただく前に、例年、この決算書にはあらわしていない当病院への各種支援について、議員の皆さんにご報告させていただきます。

南三陸病院は、開院して3年10カ月が経過いたしました。平成30年度においては、前年度に引き続き宮城県からドクターバンク事業による内科医と整形外科医各1名の派遣を頂戴しております。東北大学病院メディカルメガバンク機構からは地域医療支援事業として内科医師1名の支援を頂戴するとともに、その他外来非常勤科に対する医師の定期派遣もいただいているところでございます。また、同大学病院からは月15日程度の当直支援、土日、祝祭日の日直の支援等にも頂戴している状況でございます。透析診療では、同じく大学病院から透析診療開始以来継続して総合的なデータ管理及び所属する透析専門医に月2回程度の診療にもご協力をいただいたということになっております。

加えて、累計の数字になりますが、平成30年度の患者数を申し上げます。

入院3万157人、外来4万9,675人で、昨年度との比較では入院で1,338人の減、外来で363人の増となってございます。

それでは、細部説明をさせていただきます。

決算書では329、330ページ、お開きいただきたいと思います。

収益的収支にかかる平成29年度との比較につきましては、決算附属書類、同じ決算書になりますが、342ページに記載されておりますので、あわせてご確認ください。

それでは、収益的収入及び支出、最初に収入でございます。

病院事業収益は18億9,451万1,260円であり、平成29年度との比較では1億2,845万9,000円、6.4%の減となりました。予算に対する収入率は87.1%でございました。医業収益では653万2,000円、0.5%の減となってございます。収益の減少につきましては、入院患者の減少が主な要因と分析しておるところでございます。

支出につきましては、病院事業費用として20億3,747万5,466円、前年度との比較では1億1,511万7,000円、率にして5.3%の減となりました。予算に対する執行率は93.7%でした。うち医業費用は19億4,549万9,098円の決算で、前年度との比較では4,922万8,000円、率にして2.5%の減となってございます。

次に、331、332ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。施設の整備や企業債の償還金等の支出、この財源として

の企業債収入や一般会計からの出資金が計上されております。

初めに、収入でございますが、病院事業資本的収入額は3,349万3,186円、前年度との比較では537万2,000円の減額となりました。歳出における建設改良費の低減などによる一般会計からの出資額の減少によるものでございます。企業債の内訳は、決算附属書類349、350ページに詳細が記載されてございます。

続きまして、支出です。病院事業資本的支出ですが、3,573万2,970円の決算となりました。前年度との比較では89万2,000円の減となりました。資本的収入が資本的支出額に不足する223万9,784円は、繰り越しされた工事資金により補填しております。

続きまして、財務諸表について説明させていただきたいと思います。

333ページの損益計算書でございます。事業年度の経営成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記となりますので、決算報告書の数値とは合致しないことをあらかじめご了承願います。

まず医業収益が13億2,438万8,928円、昨年との比較では667万7,000円、0.5%減少しております。それに対して医業費用は19億649万4,258円、昨年との比較においては4,652万5,000円、2.4%の減少となり、差し引き5億8,210万5,330円の医業損失となりました。しかし、医業収益が減少した分、医業費用もそれ以上に減少しておりまして、診療報酬の改定等の影響もありますが、若干ですが、収支の改善が見られた部分がございます。

その他医業外収益、費用及び特別利益・損失を加えた最終的な当該年度の純損失は1億4,296万4,206円となります。結果、年度未処理欠損金の額は32億314万6,000円となりました。年度別の損益の状況は決算附属書類の344ページをごらんいただきたいと思います。

次に、334、345ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すもので、当該年度の変動といたしましては、自己資本金に一般会計からの繰入金を、資本剰余金には奨学資金貸付基金の利息を計上してございます。

次に、336ページ、337ページをお開きください。

病院事業貸借対照表でございます。事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成される決算書類です。

資産といたしましては、建物等の固定資産、現金等の流動資産合わせて50億6,039万4,384円、昨年度との比較では固定資産の償却などにより4億200万円ほど減少してございます。

対して、負債及び資本でございますが、負債は企業債、繰り延べ収益としての長期前受金な

どで合計51億4,641万628円、資本は自己資本金、剰余金としての国・県補助金、欠損金などで合計マイナス8,601万6,244円、負債及び資本の合計がバランスシートですので資産の合計額と一致するものでございます。

以上、財務諸表の説明とさせていただきますが、339ページから350ページに決算附属書類として事業内容など詳しく記載しておりますので、あわせてご確認いただければと思います。

以上、病院事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

認定第10号平成30年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成30年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐藤和則君） それでは、認定第10号平成30年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計の細部説明をさせていただきます。

資料は決算書351ページ、352ページからとなります。収益的収支に係る前年度との対比や事業概要につきましては、決算附属書類359ページ以降に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

では、351ページ、352ページ、収益的収入及び支出についてでございます。

最初に、収入、訪問看護ステーション事業収益は4,500万3,230円であり、平成29年度との比較では180万5,000円、4.2%の増となりました。増額の主な理由は、訪問回数の増加によるものでございます。

支出につきましては、訪問看護ステーション事業費用として4,172万7,528円、平成29年度との比較では10万7,000円、率にして0.3%の増となりました。

続きまして、財務諸表についてご説明いたします。

353ページ、損益計算書でございます。事業年度の経営成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記となりますので、決算報告書の数値とは合致いたしません。

まず、事業収益が4,456万8,914円、それに対して事業費用は4,146万3,391円、差し引き310万6,000円ほどの事業利益が得られました。その他事業外収益・費用及び特別利益・損失を加えた最終的な当該年度の純利益は327万5,702円となります。結果、当年度未処理剰余金の額は1,842万5,439円となりました。年度比較の損益の状況は決算附属書類等にも記載しております。

次に、354、355ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すもので、当該年度の変動としては、利益剰余金に当年度純利益として327万5,702円を計上しております。

次に、356、357ページをお開きください。

訪問看護ステーション事業貸借対照表でございます。事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成される決算書類でございます。

資産といましましては、車両の有形固定資産、現金などの流動資産合わせて2,153万3,629円、昨年度との比較では、流動資産、いわゆる現金の増加によりまして311万5,000円ほど増加しております。対して、負債及び資本でございますが、負債は未払金、繰り延べ収益としての長期前受金などで合計123万9,525円、資本は利益剰余金としての2,029万4,104円で、負債及び資本の合計がバランスシートですので資産の合計額と一致するものでございます。

以上、訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入れます。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたし

ます。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

以上、付託されました認定第1号から認定第10号まで、全て認定すべきものと決しました。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告をすることといたします。

これをもって平成30年度決算審査特別委員会を閉会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

一言挨拶を申し上げます。

9月12日から実質5日間にわたっての決算審査特別委員会、大変ご苦労さまでございました。

大変活発な有意義な決算審査が行われたものと感じております。

大変ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、平成30年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時23分 閉会